

# クリアランス制度化の中止を求める申入書に係わる第2回質問書

内閣府 原子力安全委員会 様  
経済産業省 原子力安全・保安院 様  
経済産業省 資源エネルギー庁 様

クリアランス制度化の中止を求める申入書に係わる質問書への11月10日の回答とそれを踏まえた質疑では疑問点や議論不十分な点が多く残されたまま時間切れとなってしまいました。論点を整理し、ここに改めて質問書を提出致しますので、2週間以内に文書回答を頂きますよう、また、その後直接の質疑の機会をもって頂きますよう、お願い申し上げます。

## 1. クリアランス制度全般について

- (1) クリアランス制度の導入は原子力施設の解体撤去を前提にしたものだと私たちは考えますが、いかがですか。原子力施設の廃止措置の方法には、そのまま閉鎖して管理し続ける方針など、クリアランスレベルを導入しない他の方針が考えられますが、解体撤去することは、いつ、どこで決定されたのですか。
- (2) クリアランスレベルが導入されなければ、それによる余分な被曝を、廃止措置に係わる一般の労働者や公衆が受けることはありません。このような余分の被曝を許容するという国民的合意はいつどこでとられたのですか。原子力施設を解体撤去し本来放射性廃棄物として管理すべきものを野放しにすることで利益を受けるのは原発を保有する電力事業者であり、国民等は被曝の不利益だけを被ります。利益を受けるものだけの利害からクリアランスレベルの導入を図ろうとしているのではないかと私たちは考えますが、いかがですか。
- (3) クリアランスされた放射性廃棄物を処分場に捨てるとすれば、処分場の許認可を行う自治体の意向が問題になりますが、処分場にそのような廃棄物を捨ててもらっては困るという自治体の声はどのように反映されるのでしょうか。このままでは自治体の意見を聞かずにクリアランス制度を導入することになりますが、自治体の意見を聞く場は設定しないのですか。
- (4) クリアランス制度の導入によるリスクは人為的・行政的なものであり、避けられるリスクをできるだけ下げようとする個人的・社会的な努力とその蓄積に反するものだと私たちは考えますが、いかがですか。国民の安全で健康な生活を保証すべき政府が率先して公衆等の被曝のリスクを増やすようなクリアランスレベルを導入するのは憲法違反であり、放射性廃棄物は放射性廃棄物として厳重に管理し続けるべきであると私たちは考えますが、いかがですか。それができないような原子力施設については建設・運転を認めるべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。
- (5) 総合エネルギー調査会の平成11年5月の報告書では、クリアランスレベルの導入を前提としてバックエンド費用を算出しています。これはクリアランス制度の導入ありきの行政であると私たちは考えますが、いかがですか。クリアランス制度を導入した場合と導入しない場合の社会的な費用や被曝による社会的影響を十分比較検討したのですか、していないのですか。前回の回答では「承知していない」とのことですが、比較検討しないで国民的合意を得られると考えているのですか。しているならば、根拠となる資料を公開して、国民的合意を得るべきだと

私たちは考えますが、いかがですか。

- (6) 原子力安全委員会は日本の原子炉施設のクリアランスレベルとして、IAEA の一般規制免除レベル RS-G-1.7 を採用するのですか、今回の再評価値を採用するのですか。また、RS-G-1.7 の 10 倍までの濃度に対しても各国の規制当局の判断で規制免除値を認めることができるとするグレイテッドアプローチを採用し今回の再評価値を採用するのですか。

## 2 . 乳児・胎児・ゼロ歳児へのリスクについて

- (1) 放射線により誘発される致死ガンの発生に関する年齢効果として、ICPR Pub.60 では子供の生涯にわたる致死ガンの発生は成人よりも 2 ~ 3 倍高いとされています（付属書 B84 その他）。

原子力安全委員会および原子力安全・保安院はこれまで「乳幼児の期間は短いので成人の評価結果に包含しても問題にならない」とする見解を主張してきましたが、現在でもこの見解に変更はありませんか。ICPR Pub.60 等で示された年齢効果を考慮すれば、この見解は間違っており、撤回すべきであると私たちは考えますが、いかがですか。また、間違った見解を国民に説明し、誤った見解に基づいて免除レベルを導入し、クリアランス制度導入の検討を行ってきたことの責任をどのように受け止め、どのように責任をとるつもりですか。

クリアランスレベルを決定経路に基づいて設定するのであれば、乳幼児への影響を成人の評価結果に包含せず、乳幼児の被曝が決定経路になるものを厳正に評価すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

乳幼児の被曝による生涯にわたる致死ガンの発生は成人よりも 2 ~ 3 倍高いことを考慮すれば、ICRP1990 年勧告ベースの換算係数に基づく被曝線量を致死ガンのリスクとして評価する際には、乳幼児のリスクは成人の 2 ~ 3 倍であることを考慮して評価しなければならないと私たちは考えますが、いかがですか。たとえば、乳幼児の年齢効果を 3 倍と保守的に考慮した場合には、58 核種中 34 核種について乳幼児の被曝が決定経路（ $10\mu\text{Sv}$  の被曝による成人の致死ガンのリスクと同等のリスクを与える被曝経路）になると私たちは考えますが、いかがですか。

- (2) 出生前の被曝による健康影響のリスクについて、ICRP Pub.73 では小児と同程度とされています。胎児やゼロ歳児をクリアランスレベル算出時の評価に含めないのはなぜですか。その理由を、外部被曝と内部被曝の両面から、放射線被曝による致死ガンの発生に関する年齢効果との関係を含めて明確に説明して下さい。
- (3) 先の免除レベルの導入に際しても、このような胎児、ゼロ歳児、乳幼児の被曝のリスクが成人より高いことを考慮していなかったのではないかと私たちは考えますが、いかがですか。もし、考慮していたとすれば、どのように考慮したのか、具体的に説明して下さい。

## 3 . クリアランスレベルの目安線量 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ と健康影響について

- (1) 放射線によるガン・白血病などの確率的影響は被曝線量に比例して発生するとして被曝関連行政が実施されていますが、クリアランスレベルについても、被曝線量に相当した人的被害が発生するのを前提として議論を進めることを確認できますか。

- (2) 前回の交渉で示された原子力安全委員会および原子力安全・保安院の見解によれば、クリアラン

- スレベルに相当する目安線量  $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  は、IAEA のリスク評価に基づくとのことでした。つまり、 $10^{-6}/\text{年}$  のリスクであれば公衆が回避行動をとらず無視できるレベルであるとして見なし、これに相当する被曝線量が  $100\mu\text{Sv}/\text{年}$  であるとし、「保守性」を考慮して 10 分の 1 に下げて  $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  とするということでした。その際に用いられた放射線被曝によるガン死のリスクは 1 人 (1.25 人)/100Sv であり、1980 年代以前の古い被曝線量評価でした。これに相違ありませんか。
- (3)ICRP は広島・長崎の疫学調査で成人のヒバクによる致死ガンのリスクを 5 人/100Sv へ引き上げています。リスクが 5 倍になったのですから、(1)の IAEA の論理によってもクリアランスレベルの目安線量は成人に対して少なくとも 5 分の 1 の  $2\mu\text{Sv}/\text{年}$  へ引き下げるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。
- (4)胎児、ゼロ歳児、乳幼児の年齢効果を考慮すれば、乳幼児等の致死ガンのリスクはさらに 2 ~ 3 倍、すなわち、(1)の古い評価の 10 ~ 15 倍になります。したがって、乳幼児等に対する目安線量を  $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  から  $0.7\sim 1\mu\text{Sv}/\text{年}$  に引き下げるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。
- (2)の IAEA の論理に従っても、成人に対して  $2\mu\text{Sv}/\text{年}$ 、乳幼児に対して  $0.7\mu\text{Sv}/\text{年}$  の目安線量に基づいてクリアランスレベルを評価し直すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。
- (5)広島・長崎の被曝経験に基づき、世界に向かって放射線被曝の危険を先駆けて知らしむべき立場にある日本政府が、逆に、「IAEA の評価が変わったから」などと主体性のない態度をとっていることは誠に残念なことだと私たちは考えますが、いかがですか。広島・長崎の放射線被曝による被害の疫学調査で明らかになった放射線被曝の危険を原子力安全委員会や原子力安全・保安院が率先して国内の放射線防護基準に取り入れ、また、それを世界に訴えていくべきだと私たちは考えますが、いかがですか。
- (6)9 月に大阪で開催されたクリアランス制度シンポジウムでは、目安線量  $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  のリスクは自動車事故のリスクの 1 千分の 1 だと説明されました。自動車事故のリスクを  $10^{-4}/\text{年}$  とすれば、 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  のリスクは  $10^{-7}/\text{年}$  に相当することになりますが、被曝による致死ガンのリスクを古いままとして評価し、さらに重畳 (保守的) を一切無視した結果だと私たちは考えますが、いかがですか。
- (7)同一地域に複数の原発がある場合に線源の重畳が起きる可能性を一般的には認められましたが、被曝線量が  $10\mu\text{Sv}/\text{年}$  の 10 倍以下で収まるのか、定量的にどの程度の重畳が起きる可能性があるかと評価しているのかについて具体的に説明して下さい。
- (8)皮膚被曝の目安線量を公衆の皮膚被曝限度  $50\text{mSv}/\text{年}$  の 100% 値としていますが、安全を見込んだもっと低い線量を目安線量とすれば、多くの核種で皮膚被曝が決定経路となります。例えば、10% 値の  $5\text{mSv}/\text{年}$  とするだけでも 4 核種で皮膚被曝が決定経路となり、それらのクリアランスレベル値を下げなければなりません。100% 値を目安線量とするのは、クリアランスレベル値を下げないためなのですか。

#### 4 . 処分場について

- (1) クリアランスされた放射性廃棄物については特別な処分場で管理するのですか、それとも既設の処分場に捨ててもよいとするのですか。
- (2) 既設の処分場でクリアランス物を処分する場合、クリアランスレベルの算出に際して想定された条件を満たす処分場名を具体的に示して下さい。また、想定条件を満たさない処分場でもクリアランス物の処分を認めるのですか。

- (3) 「クリアランスされた放射性廃棄物である」ことを理由として、クリアランスされた放射性廃棄物の処分場への持ち込みを自治体が拒否することはできるのですか。クリアランスされた放射性廃棄物の検認の確認を自治体が要求することはできるのですか。また、サンプル検認を自治体が独自に行い、その結果に基づいて持ち込みを拒否することはできるのですか。
- (4) クリアランスされた放射性廃棄物を処分・再利用する業者には特別な資格を必要としないのですか。それとも、被曝経路のシナリオ想定通りに非放射性物質との混合割合を守らせるため、クリアランスされた放射性廃棄物の処分・再利用資格など何らかの資格取得を課し、認可制にするのですか。もし、処分業者に特別な資格を設けないとすれば、被曝経路の計算が成り立たないケースが生まれ、想定以上の被曝を公衆に強要することになると私たちは考えますが、いかがですか。

## 5 . 検認について

- (1) 電力・原子力事業者の間ではズサンな検査や記録の書き換えがはびこっています。このような状態で厳格な検認が行える保証はありません。公衆の被曝を防ぐという重要で、失敗したらとりかえしのつかない放射能レベルの検認が厳格に行われることを一体どのように保証するつもりなのですか。そのような厳格なシステムはコストがかかり、放射性廃棄物を安く処分しようという経済的利害が働く限り実現しないと私たちは考えますが、いかがですか。
- (2) 今夏の美浜3号事故では、品質マネジメントシステムができていてと原子力安全委員会や原子力安全・保安院（前通商産業省時代を含めて）が定期安全レビューで保証していたにも係わらず、全くできていませんでした。これと同様に、検認するシステムが形だけでできていても、それが正しく機能しているかどうかについては、検認システムの監査だけでは保証されないと私たちは考えますが、いかがですか。検認現場に規制当局が立ち会う制度を導入しない限り、検認はずさんになると私たちは考えますが、いかがですか。
- (3) 電気事業連合会の「バックエンドコスト算定における主な変動要因について」(平成16年1月)の中で、検認方法として全表面測定を必要とした場合は自動測定と比べて400億円の経費増になるとされています。このように検認方法の選択によって放射性廃棄物処分の経済性が大きく異なります。検認の方法は、誰が、どこで、どのような基準で決めるのですか。検認の方法は法令等で厳格に指定しない限りずさんになると私たちは考えますが、いかがですか。

以上

2004年11月24日

ヒバク反対キャンペーン、若狭連帯行動ネットワーク

連絡先 〒666-0115 兵庫県川西市向陽台1-2-15 建部 暹

Tel & Fax : 072-792-4628 E-mail : hibaku-hantai@nyc.odn.ne.jp